資料5

議題５　騒音・振動・悪臭に関する苦情への対応について（新城市提出）

市名	回答				
	（１）個人が原因者である案件の対応	補足説明	（２）苦情対応を断る場合　説明理由（根拠）	（３）苦情対応に関する内規、要領、要綱等の有無	補足説明
名古屋市	対応していない	指導等の対応はしないが、相談には応じている。	法律や条例による指導根拠がないため。	有	
豊橋市	対応している	相談者に対して、法や県条例で規制されるものではないことを説明したうえで、少なくとも1回は現地の状況を確認します。場合によっては相手方に案件を伝えます。	断ることはありません。	無	
岡崎市	対応していない	ただし、聞取った苦情内容により、社会通念上の日常生活の範囲を逸脱するものについては、配慮のお願いを行うこともある。	個人宅等の生活に伴う騒音に関しては、規制等がかからないため、当事者間での話合いによる解決を案内している。	有	公害苦情対応マニュアルに基づいて対応している。
一宮市	対応している	窓口、電話等での対応は行うが、公害に関するもの以外は相談内容に相当する機関を紹介する。		無	
瀬戸市	対応していない	状況に応じて、警察や無料法律相談窓口を案内している。	「法令等に基づく指導権限がありませんので、市で対応することはできません。」と説明している。	無	
半田市	対応していない		個人の生活に伴う騒音や振動、臭気はこれらの法令の適用外であり、「民事不介入」の原則から介入を控えます。	無	
春日井市	対応している	事業活動に伴うものではないため、同等の指導を行えない場合があるが、啓発チラシの配布、当事者間での話し合いを促す等解決に向け対応している。		無	
豊川市	対応していない	基本的には対応できない理由を説明し、お断りします。 （場合によっては相談があったことを原因者にお伝えすることがありますが、それ以上解決に向けて動くことはありません。）	個人による生活騒音の場合、規制する法的根拠がなく、原因者に指導するための権限がないので、市は解決できないことを伝えます。そのうえで当事者同士で直接話すことや、場合によっては市の無料弁護士相談や市民相談等を案内し、民事で解決するよう促します。	無	
津島市	対応していない	他の法令違反の可能性があるものについては、個人が原因者であっても対応している。 例：個人宅での野焼き	個人が原因者となる騒音・振動・悪臭については、基本的には法令等による規制がなく、市が指導等を行うことができないため。	無	
碧南市	対応している	苦情の内容、状況に応じて法例等の該当でなくても対応するケースはある。		無	
刈谷市	対応していない		当課では、法令等に基づき、工場や事業場等からの騒音・振動・悪臭等に関する苦情対応を行っていますが、日常生活に伴う騒音等の苦情については法令等で明示されている規制等がないため当課において対応出来かねる旨をお伝えしています。	無	
豊田市	対応していない	市民部で行っている弁護士による法律相談を案内しています。	法や条例で規定されている改善勧告や改善命令は、対象を事業活動に伴って発生するものとしており、規制基準の遵守等の指導も事業活動に伴うものでの対応になる。そのため、個人に対してはそれらの対応を行うことができないと考えます。	有	内規、要領、要綱等はなく、受付時の対応方法や記録手順を示した対応マニュアルは存在しますが、課内職員向けの対応マニュアルであり外部に公開する前提でない内容であるため提供できません。
安城市	対応していない	原因が個人宅にある浄化槽である場合は、適切な維持管理をするようお願いすることがあります。	法的根拠がないため。	無	

議題５　騒音・振動・悪臭に関する苦情への対応について（新城市提出）

市名	回答				
	（１）個人が原因者である案件の対応	補足説明	（２）苦情対応を断る場合　説明理由（根拠）	（３）苦情対応に関する内規、要領、要綱等の有無	補足説明
西　尾　市	対応していない	個人間の問題であることが確実な場合は、市の直接的な介入は行わず、解決策として、町内会長への相談または、月に2回市で実施している「弁護士による市民法律相談」（無料）をご案内しています。	苦情者には、法律や条例は事業活動を対象としているため、市は個人間の問題に介入できない旨を伝えています。ただし、屋外焼却行為につきましては、法律や条例に基づき、個人に対しても指導を行っております。 ※なお、原因者が「事業所」であると想定される場合は、現地確認を実施しております。その際、特定施設等に該当しない（法的な指導権限がない）場合であっても、事業所に対して「近隣から苦情が寄せられている」という事実をお伝えし、配慮をお願いするという形で対応しております。	無	
蒲　郡　市	対応している	一旦お話は伺い現地確認なども行うが、直接介入するというよりも関係機関に繋ぐなどの対応になることが多い	法的根拠が無い場合、その旨を伝えるだけになることもある	無	
犬　山　市	対応していない		騒音・振動・悪臭の各法令は、工場や事業場を対象としているため、個人間の場合、市として指導等する法的根拠がないため、介入できない旨を説明。当事者間での解決を依頼。	無	
常　滑　市	対応している	現場を確認し、職員で音を確認できたものについてのみ、原因者へ近隣の方から相談があった旨を伝えている。また、音を確認できるものでも生活騒音や、常識の範囲内と考えられるものについては伝えていない。	生活騒音については、法令等によって規制する根拠がない。 また、個人間のトラブルについては原則市役所は不介入である。	無	
江　南　市	対応している		現地を調査した結果、騒音・振動・悪臭が確認できない場合	無	
小　牧　市	対応していない		法及び県条例に基づき、事業活動を伴う場合に対応する旨を説明しています。	無	
稲　沢　市	対応している		なし	無	
新　城　市	議題提案市				
東　海　市	対応していない		家庭生活から発生する騒音・振動・悪臭は法律などによる規制の対象になっていないため。	無	
大　府　市	対応していない		指導根拠となる基準がない他、市が間に入ることに原因者が不満をもつことも多いため、直接のやり取りや弁護士相談等を活用するよう案内する。ただし、個人の浄化槽が原因と思われる悪臭に関しては県と連携して対応する。	無	
知　多　市	対応していない		①法令に定められていないため。 ②民事問題であるため。 以上の理由により、原則お断りしています。	無	
知　立　市	対応していない		行政が介入できる法的根拠がないため、個人間の「近隣トラブル」として基本的には当事者間での解決をお願いしている。	無	
尾 張 旭 市	対応していない	申立者に客観的証拠（日時・時間帯・内容・頻度・音量等の度合い）の提示を依頼し、提出された内容によっては指導の検討を行う。	個人間のトラブルは民事不介入としているため	無	
高　浜　市	対応している	法律に基づいて対応するわけではなく、苦情対応として対応しているため、指導等は行わず、苦情があった旨を伝えるのみ。	対応している	無	
岩　倉　市	対応している		基本的に断らない。	有	

議題５　騒音・振動・悪臭に関する苦情への対応について（新城市提出）

市名	回答				
	（１）個人が原因者である案件の対応	補足説明	（２）苦情対応を断る場合　説明理由（根拠）	（３）苦情対応に関する内規、要領、要綱等の有無	補足説明
豊　明　市	対応していない		騒音・振動・悪臭の各法、また県民条例が事業活動に伴う規制を定めている以上、事業活動以外に対しては指導権限を持たないものと解釈する。	無	
日　進　市	対応している			無	
田　原　市	対応している	個人では精度が高い計測器（騒音計、振動計、悪臭計）を持っていないため、法律（県条例）の基準を超えているかどうか市が測定している。	基本的に断ることはない ※騒音・振動については愛知県事務処理特例条例　別表第四（環境局関係）十（一）～（十九）に該当する事務は市町村が行うこととなっているため。悪臭については田原市環境保全条例に基づき対応。	無	
愛　西　市	対応していない	相談内容をお聴きし、騒音の程度や状況により家庭騒音であると確認すれば原則、お断りしている	一般家庭から発生する足音や生活音などの「生活騒音」は、騒音規制法や各自治体の環境条例における数値基準の規制対象外であることと、社会生活において他者から受ける騒音等の迷惑行為について受忍限度を超える侵害行為が行われた場合は「民事上の不法行為」とみなされ、損害賠償や差止請求の対象となる場合があるため、原則として対応していません	無	
清　須　市	対応していない		原因が事業所では無く、個人による生活騒音である場合は、法や条例での規制が無い為、市での行政指導は行わない。	無	
北名古屋市	対応していない		生活騒音であり、指導権限を有していないため。	無	
弥　富　市	対応している	案件による	民民のトラブルは行政は介入できないため	無	
みよし市	対応している			無	
あ　ま　市	対応している	住民サービスの範囲内で。	法的根拠がないため。どうしてもというのであれば住民サービスの範疇で伝書鳩の真似事程度まで。	無	
長久手市	対応している	苦情対応を断る根拠がない。		無	